

資料

I 国立学校設置法（抄）（昭和24年5月法律第150号）

国立学校設置法施行規則（抄）（昭和39年4月文部省令第11号）

国立学校設置法施行規則第50条の試験の実施について

（昭和63年8月文部大臣裁定）

大学入試センター組織運営規則（昭和52年5月文部省令第20号）

教育改革に関する第一次答申（抄）（昭和60年6月臨時教育審議会）

大学入試改革について（昭和63年2月大学入試改革協議会最終報告）

新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について（答申）（抄）

（平成3年4月中央教育審議会）

「選択の教育」を目指して－転換期の教育改革－（抄）

（平成3年6月経済同友会報告）

II 国公立大学入学者選抜実施状況等

国立学校設置法（抄）

〔昭和24年5月31日〕
〔法律第150号〕

国立学校設置法

第1章 総則

（設置及び所轄）

第1条 この法律により、国立学校を設置する。

2 国立学校は、文部大臣の所轄に属する。

（国立学校）

第2条 この法律で「国立学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校で国が設置するものをいい、第3章の3から第3章の6までに定める機関を含むものとする。

第3章の4 大学入試センター

（大学入試センター）

第9条の3 大学の入学者の選抜に関し、次に掲げる業務を行う機関として、大学入試センターを置く。

(1) 大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験の問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと。

(2) 大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査研究を行うこと。

(3) 大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行うこと。

2 前項第1号の試験に関し必要な事項は、文部省令で定める。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月31日法律第13号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年12月2日法律第78号）抄

1 この法律（第1条を除く。）は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和63年5月25日法律第67号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年4月2日法律第23号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成4年5月6日法律第37号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成4年7月1日から施行する。

国立学校設置法施行規則（抄）

〔昭和39年4月1日〕
〔文部省令第11号〕

国立学校設置法施行規則

第5章 大学入試センター

（位置）

第48条 大学入試センターの位置は、東京都とする。

（組織及び運営等）

第49条 大学入試センターに置かれる職の種類並びに大学入試センターの組織及び運営の細目については、大学入試センター組織運営規則（昭和52年文部省令第20号）の定めるところによる。

（大学が共同して実施する試験）

第50条 国立学校設置法第9条の3第1項第1号の試験は、各大学が大学入試センターと協力して同一の期日に同一の試験問題により、共同して実施するものとする。

2 前項の試験の実施に関し必要な事項については、別に文部大臣が定める。

第7章 国立学校における授業料その他の費用

（国立学校における授業料その他の費用）

第53条 国立学校における授業料その他の費用については、他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）の定めるところによる。

附 則 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月31日文部省令第4号）抄

1 この省令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日文部省令第38号）

この省令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和63年5月25日文部省令第22号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正前の第50条の規定は、改正後の第50条の試験が実施されるまでの間、なおその効力を有する。

附 則（平成3年6月20日文部省令第35号）抄

1 この省令は、平成3年10月1日から施行する。ただし、題名の改正規定、第1条の改正規定中「国立の学校」を「国立学校」に改める部分、第12条の改正規定及び附則第3項の規定は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成3年6月28日文部省令第39号）抄

この省令は、平成3年7月1日から施行する。

国立学校設置法施行規則第50条の試験の実施について

昭和63年8月2日
文部大臣裁定

国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）第50条第2項の規定に基づき、同条の試験の実施に関し、下記のとおり定める。

記

- 1 国立学校設置法施行規則第50条の試験は、大学入試センター試験とする。
- 2 大学入試センター試験の内容、時期等実施に関し必要な事項については、各年度に係る「大学入学者選抜実施要項」により定めるものとし、当該年度の前年度の適切な時期にこれを関係者に通知するものとする。

附 則

- 1 この裁定は、昭和63年8月2日から施行し、昭和65年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験から適用する。
- 2 上記2の規定にかかわらず、昭和65年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験の実施に関し必要な事項のうち当面必要とされる基本的事項については、別に定めるものとし、昭和63年度の適切な時期にこれを関係者に通知するものとする。

大学入試センター組織運営規則

昭和52年5月2日
文部省令第20号

大学入試センター組織運営規則

（職員の種類）

第1条 大学入試センター（以下「センター」という。）に、次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 教授
- (3) 助教授
- (4) 助手
- (5) 事務職員
- (6) 技術職員

2 センターに、前項に掲げるもののほか、講師（非常勤の者に限る。以下同じ。）を置くことができる。

- 3 所長は、センターの業務を掌理する。
- 4 教授は、研究に従事する。
- 5 助教授は、教授の職務を助ける。
- 6 講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。
- 7 助手は、教授及び助教授の職務を助ける。
- 8 事務職員は、庶務、会計等の事務に従事する。
- 9 技術職員は、技術に関する職務に従事する。

（副所長）

第1条の2 センターに副所長2人を置き、教授及び事務職員をもって充てる。

2 副所長は、所長を助け、センターの事業計画その他の管理運営に関する重要事項について総括整理する。

（内部組織）

第2条 センターに、次の3部を置く。

- (1) 管理部
- (2) 事業部
- (3) 研究開発部

（管理部及び事業部）

第3条 管理部においては、庶務、会計及び施設等並びに大学に関する情報の提供に関する事務を処理する。

2 事業部においては、国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）第50条の試験の実施等に関する事務を処理する。

- 3 管理部に、その所掌事務を分掌させるため、文部大臣が別に定めるところにより、課を置く。
- 4 事業部に、その所掌事務を分掌させるため、文部大臣が別に定めるところにより、課を置く。
- 5 管理部並びにこれに置かれる課に、それぞれ部長及び課長を置き、事務職員又は技術職員をもって充てる。
- 6 事業部及びこれに置かれる課に、それぞれ部長及び課長を置き、事務職員又は技術職員をもって充てる。
- 7 部長は、所長の命を受け、部の事務を掌理する。
- 8 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。

(研究開発部)

第4条 研究開発部においては、大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査研究を行う。

2 研究開発部に、次の7研究部門を置く。

- (1) 情報処理研究部門
- (2) 評価・追跡研究部門
- (3) 試験方法研究部門
- (4) 試験制度研究部門
- (5) 進学適性研究部門
- (6) 特別試験研究部門
- (7) 試験問題研究部門

3 研究開発部に部長を置き、教授をもって充てる。

4 部長は、所長の命を受け、部の事務を掌理する。

(評議員)

第5条 センターに評議員20人以内を置く。

2 評議員は、センターの事業計画その他の管理運営に関する重要事項について、所長に助言する。

3 評議員は、大学の学長その他の学識経験のある者のうちから、所長の推薦を受けて、文部大臣が任命する。

4 評議員は、非常勤とする。

5 評議員の任期その他評議員に関し必要な事項は、別に文部大臣が定める。

(運営委員)

第6条 センターに運営委員26人以内を置く。

2 運営委員は、国立学校設置法施行規則第50条の試験の実施計画に関する事項その他のセンターの事業の運営実施に関する事項で所長が必要と認めるものについて、所長の諮問に応じる。

3 運営委員は、センターの副所長、教授及び助教授並びに大学の学長及び教員その他の学識経験のある者のうちから、所長の推薦を受けて、文部大臣が任命する。

4 運営委員は、非常勤とする。

5 運営委員の任期その他運営委員に関し必要な事項は、別に文部大臣が定める。

(評価委員)

第7条 センターに評価委員20人以内を置く。

2 評価委員は、国立学校設置法施行規則第50条の試験の内容その他これに関連する事項について、所長の諮問に応じて評価し、又は所長に助言する。

3 評価委員は、大学の学長及び教員並びに高等学校の校長及び教員その他の学識経験のある者のうちから、所長の推薦を受けて、文部大臣が任命する。

4 評価委員は、非常勤とする。

5 評価委員の任期その他評価委員に関し必要な事項は、別に文部大臣が定める。

(専門委員)

第8条 センターに、別に定める定数の範囲内で、専門委員を置く。

2 専門委員は、所長の定めるところにより、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 国立学校設置法施行規則第50条の試験に関する実施方法の検討、試験問題の作成その他の専門的事項
- (2) 大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供に係る専門的事項

3 専門委員は、センターの教授及び助教授並びに大学の教員その他の学識経験のある者のうちから、所長が任命する。ただし、必要に応じ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第19条に規定する指導主事その他の高等学校教育の関係者を専門委員に任命することができる。

4 専門委員は、非常勤とする。

5 専門委員の任期その他専門委員に関し必要な事項は、別に所長が定める。

(客員教授等)

第9条 所長は、常時勤務の者以外の職員でセンターの調査研究に従事する者のうち、適当と認められる者に対しては、客員教授又は客員助教授を称せしめることができる。

2 前項の規定の実施に関し必要な事項については、別に文部大臣が定める。

(名誉教授)

第10条 センターは、センターに所長、教授又は助教授として勤務した者であって、センターの目的達成上特に功績のあった者に対し、センターの定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年4月1日文部省令第12号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年9月30日文部省令第38号）

この省令は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月31日文部省令第5号）

この省令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月6日文部省令第19号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年9月13日文部省令第35号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年4月5日文部省令第22号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年5月21日文部省令第18号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年4月8日文部省令第15号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年5月25日文部省令第24号）抄

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 事業部、運営委員及び専門委員は、国立学校設置法施行規則第50条の試験が実施されるまでの間、改正後の第3条第2項、第6条第2項及び第8条第2項に規定する事務のほか、それぞれ改正前の大学入試センター組織運営規則第3条第2項、第6条第2項及び第7条第2項に規定する事務を行うものとする。

附 則（平成2年6月8日文部省令第19号）

この省令は、公布の日から施行する。

教育改革に関する第一次答申

（抄）

昭和60年6月26日

臨時教育審議会

第3部 当面の具体的改革提言

第1部第1節にみられる教育の現状の改革を求める国民的要請は切実なものがある。本審議会は、この要請にこたえるため、第2部に述べた主要課題のうち、早期に対応することが求められているいくつかの課題について、優先的に検討を進めてきた。

以下の具体的改革提言は、これまでの審議において結論が得られたものを取りまとめたものである。

まず、本審議会は、受験競争の過熱やいわゆる教育荒廃の要因・背景として、学歴偏重の社会的風潮があることにかんがみ、学歴社会の弊害の是正の問題を取り上げた。

次に、現在の我が国では、大学への進学をめぐる特定大学への過度の入学希望者の集中、偏差値によるいわゆる輪切り現象、それに伴う大学の序列化などの状況が強まっている。このことが各大学の特色を希薄なものにしていく傾向をもたらすと同時に、高等学校以下の教育にひずみを与え、児童、生徒の心身の健全な育成を妨げている結果となっている。一方、高等学校教育の内容が多様化し、大学に学ぶ者の数が著しく増大していることから、高等教育がより多彩なものとなることが求められている。このような状況に対応して、高等教育と中等教育の適切な接続の在り方を考えることが緊急な課題である。本審議会は、このような認識に立って、大学入学者選抜制度の改革に取り組んだ。

さらに、現在の学校教育をめぐる問題の多くは、高等学校にみられる不本意入学や中途退学などの問題を含めて、とくに中等教育段階において顕著に現れている。また、進学率の向上に伴って後期中等教育段階における生徒は、進学目的、学習意欲、適性、興味、関心において極めて多様になっている。このような状況にかんが

み、青少年に選択の機会を拡大するという考えに立って、中等教育に多様な学習の機会や内容、方法を設け、それぞれに高等教育その他中等教育後の教育・訓練にいたる多様な進路を用意し、常に青少年に挑戦の可能性と将来への明るい希望をもたせることが必要である。このような視点から、教育制度の改革の突破口として、大学入学資格の自由化・弾力化、6年制中等学校、単位制高等学校について提案することとした。

以下の提言は、いずれも、第1部第4節で述べた「改革の基本的考え方」に基づいて今後取り組む課題の改革の端緒をなすものである。

第1節 学歴社会の弊害の是正のために

学歴社会の弊害は、今日の教育・学習システムのみならず、社会慣行や人々の行動様式に深く根ざしていることから、生涯学習社会の建設を目指すなかで、長期的な視点に立って解決される面が大きいものと考えられる。それとともに、学校教育面、企業・官公庁の採用などの面の三つの面から総合的に是正策が展開されなければならない。

とくに、学校と企業・官公庁の両者は、互いに責任を転嫁することなく、連携協力関係を確立し、それぞれ積極的に弊害の是正に努めることが望まれる。

このため、学校教育を改革することはもとより必要であるが、企業・官公庁においても、多様な能力の評価を行う観点などから採用人事や人事管理の改善について、組織の活性化を図る上からもなお一層の積極的な努力を求めたい。

ア．我が国は学歴が偏重されている社会である（学歴偏重社会）との認識は、個人に対する評価が、「なにをどれだけ学んだか」よりも「いつどこで学んだか」が重視され、しかもそれが個人の価値、能力や個性の評価にまで影響を及ぼしている現実があることによるものである。このため、人生の初期に形式的な学

歴を獲得しなければならない状況になっている。つまり、教育・学習歴が必ずしも適正に評価されていないくらいがあるという問題、そして、学習自体の喜びが奪われているという問題が生じている。

明治以来、我が国は、欧米先進工業国に追いつくことを国家目標の一つとし、教育もこの時代の要請に沿った人材を養成することに努めてきた。このため、政府は学校教育制度を政策的に整備し、すべての国民に共通した基礎的学力を身に付けさせ、また、広く人材登用を可能にして社会を活性化した。このことが、我が国の社会経済の発展のエネルギーになったことは評価すべきである。反面、戦前の官公庁、大企業などにおいては学歴に基づく処遇差や賃金格差を設けるといいうゆる学歴社会が形成されたが、このことが学歴が偏重されているとの認識が生まれる歴史的背景となった。また、戦後における被雇用者の割合の上昇に伴うホワイトカラーの増大、進学率の急上昇などを背景に、有名大学重視の傾向が強まってきた。

さらに、学校、社会を通じて、多様な教育・学習の機会やコースが現在必ずしも十分に用意されておらず、また、いったん社会に出た後に改めて学歴や資格を取得することや自らの能力開発を行うことが容易でないという状況もある。

一方、学歴が個人の社会的威信を表す尺度として意識され続けている背景には、自らの潜在能力を証明したいという心理的満足や文化的満足を求める要素もある。また、我が国は、もともと民族、言語、文化などの同質性が高く、また、財産などの差も諸外国に比べ小さいこともあって、学歴や入試の成績が教育・学習歴の評価の指標であるにもかかわらず、事実上人間の能力のすべてを表す尺度であるかのようにみなされるようになってきている。

職業生活にかかわる面では、なお、企業・官公庁における採用人事などについて、例えば、指定校制をとる企業が残っていることや就職協定違反の採用（青田買い）が多く行われていることなど、依然として有名校重視の風潮が残

っている。しかし、社会で成功する要素として学歴を挙げるものは、諸外国と比べれば少なく、また、近年の経済社会環境の変化に伴い、企業などが個性、創造性豊かな人材をより強く求めるようになってきたことなどから学歴格差は大きく減少しつつあることも疑いない。とりわけ厳しい企業間競争があるために、出身学校にとらわれない実力中心の人材登用の傾向が以前より強くなっている。

以上のような状況のなかで、国民は、たとえ学歴が職業上必ずしもとくに大きな経済的利益をもたらさなくても、将来の社会生活における「保険」として、自分の子弟にひたすら高い学歴をつけさせようとする激しい競争が展開されている。

イ、学歴社会の弊害の是正策は、次の三つの基本方向から展開されなければならない。

第一の方向は、21世紀へかけて長期的目標として生涯学習社会を建設していくことである。すなわち、学歴偏重社会においては、「いつどこで学んだか」が個人に対する評価として重視されるのに対して、生涯学習社会は、「なにをどれだけ学んだか」を評価する社会である。

第二の方向は、学校教育における改革である。

これらの課題は、第2部に述べた主要課題に含まれており、今後積極的に審議を進める。

第三に、企業・官公庁においては、採用、評価などの人事管理において多様な能力が評価されるよう、次の諸点にわたり、一層積極的に努力していくことが望まれる。

① 特色ある教育を行っている学校を適切に評価し、また、有名校の重視につながる就職協定違反の採用（青田買い）を改め、指定校制を撤廃するなど就職の機会均等を確保するとともに、特定の学校に過度に偏らない、多様な学

校からの採用

- ② 形式的学歴に依存することなく、個人の学力を適正に評価するとともに、気力、体力、創造力など社会の変化に主体的に対応できる能力、適性などについての多面的かつ個性的な評価を行う、多様な人材の採用
- ③ 専修学校や職業訓練機関などを通して、資格、専門的技能などを獲得した者を評価する観点からの新規学卒者以外の採用の弾力化
- ④ 高卒者と大卒者に区分された固定的な採用方法や評価についての検討
- ⑤ 採用後の学習歴、資格、専門知識の取得など自己啓発努力の積極的評価の実現
- ⑥ 採用後の昇進、昇格などの人事管理についても、能力中心主義の一層の促進

ウ、学歴が今日意味する実態、将来の方向を国民の前に明らかにし、子どもの個性が十分に尊重され、多様な生きがいのある人生を過ごせる進路指導、進路選択が行えるよう、教員、父母に対する十分な情報を提供する必要がある。

また、地方の経済社会とそれぞれの地域の大学などとの間で、教育研究における連携や雇用機会の確保などについての協力関係を深めることにより、地域の産業を支える中小企業などの活性化を図り、働きがいのある職場を作り出していくことが望まれる。

第2節 受験競争過熱の是正のために

(1) 大学入学者選抜制度改革

高等教育への進学を希望する者に対して選抜を行うのは、高等教育の分野に応じてそれぞれ一定の資質や適性がそこに学ぶ者に要求されるためであり、また進学希望者の数に比べて高等教育の全体や個別の分野の収容力に限りがあるためである。社会がどれほどの規模、内容の高等教育を必要とし、それを維持

することができるかは、時代の進展に即して不断に検討すべき問題である。我が国社会の将来を考えると、現在の段階でも、国公立を通じ高等教育について、質、量ともに整備、充実し、内容において多様化、個性化を図ることは、極めて重要な基本的課題である。

差し当たって昭和67年度をピークとする18歳人口の急増期については、すでに大学設置審議会大学設置計画分科会により立案されている「高等教育の計画的整備」を踏まえ、適切な諸方策を講ずることが必要である。

また、入学者選抜が厳格であるのに対し、進級・卒業が比較的容易であることが我が国高等教育の一般的傾向であるとされるが、この現状を是正し、大学における教育をより充実させるとともに、入学後の学業評価を厳正に行い、大学の教育責任を果たすことは、もとより必要である。その前提の下に入学の門をより広く開放する試みも、大学の自主的判断において進められることが望ましい。

さらに、我が国の大学入学者選抜においては、学力検査の点数を重視し、その客観性と公正性に依存する傾向が強い。そのこと自体は理由のあることであるが、入学者選抜方法の改善を図るためには、人間を多面的に評価し、選抜の方法や基準の多様化、多元化を図らなければならない。

くわえて、大学入学者選抜は、基本的に各大学が期している教育研究の水準に沿って責任をもって自主的に行われるべきものであり、その改革に当たっても、各大学の自主性が尊重されなければならない。それとともに、今日社会では、高等学校以下の教育の正常化など選抜の公共性にも配慮しなければならない。

これらの点を踏まえ、本審議会は、当面の大学入学者選抜制度改革のため、以下のような提案を行う。

偏差値偏重の受験競争の弊害を是正するために、各大学はそれぞれ自由に、個性的な入学者選抜を行うよう入試改革に取り組むことを要請する。

また、現行の国公立大学共通1次試験に代えて、新しく国公立立を通じて各大学が自由に利用できる「共通テスト」を創設する。この共通テストの実施のため、国公立立の各大学が対等の立場において利用でき、高等学校関係者が参画し得るよう、大学入試センターの設置形態や機能について検討し、その改革を進める。

これとともに、各大学の入試担当機能の強化、進路指導の改善、国立大学の受験機会の複数化、高等学校職業科卒業生などへの配慮についてもその推進を図る。

ア. 共通テストは、良質の試験問題を確保し、それにより高等学校教育の内容を尊重し、高等学校レベルにおける生徒の着実な学習の到達度を生かすとともに、各大学での多様で個性的な選抜の実現に資することを目的とするものである。共通テストにおいては、国公立大学共通1次試験の経験の結果指摘されている種々の問題点を解消するため、良質の試験問題の再利用、マーク・シート方式の改善、採点区分の簡素化、資格試験的な取扱い、自己採点方式の廃止、受験生への得点の通知、総点主義に限らない弾力的利用などを積極的に図るほか、共通テストを利用するか否か、利用するとしてもどのような利用方法をとるかは、国公立立を通じた各大学の自主的な判断に委ねることとする。利用する教科・科目についても各大学の選択によることとし、1科目のみの利用も可能とする。共通テストの実施時期、実施回数の複数化も実情に即して検討すべきであり、また、その種類、内容も単一であることを要しない。もとより、国立大学協会あるいは大学の様々なグループがグループ内で協議して共通に利用することも妨げない。また、短期大学の利用も考えられる。

共通テスト実施のため、大学入試センターの設置形態や機能を検討する場合、大学入試センターに、大学進学希望者に適切な進路指導を行うための諸活動、すなわち大学と高等学校の間の情報交換のための仲介機能、さらには、共通テストのみならず大学入学者選抜にかかわる調査研究機能を付与することを考慮すべきである。あわせて大学入試センターに要する経費負担の在り方、共通テスト試験手数料と各大学の受験料の取扱いなどについても、受験生および各大学がそれぞれ最も利用しやすい形を実現する方向で検討を進めることが望ましい。

イ. 現在、各大学の入学者選抜の体制は概して脆弱である。各大学でのアドミッション・オフィス（入試担当部門）の設置または強化を図る必要があり、その推進に必要な措置を講ずるべきである。

ウ. 現在行われている進路指導は、偏差値重視に偏り、不本意入学の傾向を助長している。このような状況を是正し、受験生の能力、適性、志望に応じた適切な進路指導を実現するためには、大学入試センターの積極的な仲介機能に期待するとともに、全国的にも地域的にも、各大学と高等学校の間での交流を深めるような試みや、これらの学校と社会相互間の協力の推進を図ることが望ましい。

エ. 国立大学の受験機会が事実上1回に限定されていることから、受験生は志望や適性にかかわらず合格可能性の高い大学を選択しがちであり、受験生や一部国立大学からは受験機会の複数化が強く求められている。これにこたえ、国立大学において、その実現に積極的に取り組むことを期待する。具体的検討に当たっては、1期校・2期校制当時の弊害が生じないような適切な方策を講ずることが望まれる。

オ. 高等学校職業科卒業生については、高等学校教育や高等教育の多様化を進める観点から、試験方法の改善、推薦入学の拡大などにより大学入学者選抜上特

段の配慮を行う必要がある。

また、帰国子女や社会人については、国際化の推進、生涯教育の立場、リカレント教育の要請の見地から、その特別選抜の質、量にわたる改善が一層促進される必要がある。さらに、身体に障害のある者については、障害の種類・程度と本人の能力、適性に応じ、一般学生と同様に大学進学之道が開かれる必要があり、今後なお一層の改善への努力が払われるべきである。

力、大学入学者選抜制度改革は、我が国の社会にとって重要な公共問題であるので、以上の諸提案について、政府を中心に関係者において、早急に具体的検討が進められ、その実現が図られることを期待する。

とくに、共通テストの実現や大学入試センターの改革を図るためには、国公立大学および高等学校関係者などが対等の立場で参加する専門的、具体的検討を行うための協議の場を設け、速やかに所要の措置を講ずることが適当と考える。

大学入試改革について

—大学入試改革協議会最終報告—

昭和63年2月15日

大学入試改革について（報告）

大学入試改革協議会

大学入試改革協議会は、臨時教育審議会第1次答申における大学入試改革に関する提言の具体化を図るため、昭和60年7月以来共通第1次学力試験に代わるテストの構想を中心に研究協議を重ねてきた。

この間、昭和61年7月にこのテストの基本的な構想について取りまとめ、公表するとともに、大学入試センターにおける調査検討結果をも踏まえてさらに検討し、この度、別紙の報告を行うこととした。

学歴偏重や受験競争の過熱が教育全体に及ぼす悪影響を是正するため、大学入試改革を推進することは教育改革の重要な課題のひとつであるが、このためには国公立の大学・高等学校関係者をはじめとする社会全体の幅広い努力と協力が不可欠である。

今後、本報告に基づき、昭和65年度の大学入学者選抜からの実施を目途に、関係各団体、機関等との緊密な連携協力を図りつつ、周知の実施準備が取り進められる必要があるが、この場合、当面現在の大学入試センターにおいて諸般の準備のための業務を行うことが適当と考える。

別紙

大学入試改革について（報告）

大学入試改革の基本方針

大学入試は、受験生の将来の進路や学部・学科の専門分野等に応じて、その個性・能力・適性を多面的に判断するように努め、受験生の幅広い人間形成に対する十分な配慮のもとに行われるようにすることが必要である。

臨時教育審議会第1次答申が提言するテストは、国公立大学を通じてこのような大学入試の在り方に積極的に寄与するものとして構想され、活用されうるものでなければならない。

このため各大学においては、このテストの適切な利活用を図ることにより、できる限り学力検査の重複を避け、かつ瑣末な知識の暗記や受験技術の習得を強いるような試験を行わないようにするとともに、面接・小論文、又はスポーツ・文化等の各種分野における諸活動の適切な評価などを積極的に導入するなどの創意工夫を行うことが強く期待される。

1. テストの目的

- ① 関係者の協力により高等教育を尊重した良質の問題による試験を行い、各大学における特色ある多様な入学選抜のための基礎資料を提供する。
- ② 各大学がこの基礎資料を活用しつつそれぞれ特色ある選抜を実施することにより、受験生個々の個性、適性を活かした進学を容易にする。
- ③ 各大学の特色に基づく多様な活用により、いわゆる輪切り、序列化を助長しないことが期待される。

2. テストの内容等

- ① テストの内容については、共通1次学力試験の経験や研究の成果を十分に活かし、高等学校教育を尊重し、高等学校における基礎的、基本的な内容に関する学習の達成度を評価することを基本とし、難問・奇問を排除した良質な試験問題を用意することとする。

- ② 出題教科・科目については、国公立大学を通ずる多様な利活用を容易にすること及び高等学校教育へ及ぼす影響を考慮して、できる限り多く用意することを目指す。

当面は、これまでの実績を活かしつつ用意できる教科・科目の範囲から出題する。（別掲1 当面の出題教科・科目等）

なお、今後用意する科目の増等を図るについては、大学側の希望等の把握及び検討をすみやかに進めることが必要である。

- ③ テストの水準については、当面は、現在の共通第1次学力試験の水準を超えないようにし、高等学校教育における基礎的・基本的な内容の学習の達成の判定に必要な限度において行うこととする。

将来は同一教科・科目について内容の異なる複数のものを用意することも考慮する。

- ④ 試験方法については、マークシート方式によるが、これまでの成果を更に発展させて深い思考力、思考過程、総合的な理解力・判断力をよりよく評価することができるよう、なお一層の改善を図る。

また、大学入試センターのデータ・ベースの整備を図りつつ良質の問題の再利

用についても積極的に検討を進めることが適当である。

- ⑤ テストの実施時期は12月下旬とし、大学及び受験生の便宜、高等学校教育の実情等を考慮する。（別掲2 実施時期・日程等）
- ⑥ なお、このような学力テストとは異なった観点から、受験生の将来の進路に応じた能力・適性を評価できるものとして信頼できる適性検査が別に開発されることは、大学入試改革にとって重要な寄与をなすものと考えられる。

現在直ちに信頼できる適性検査を実施するに足る経験や研究は不足しているが、特定の専門分野のためのものも含め今後優れた適性検査の可能性についての研究を進める。

- ⑦ また、テストの年間複数回の実施については、受験機会の拡大や多様な利活用を容易にするうえで重要な課題であり、今後その在り方について、十分専門的・技術的検討を行う。

3. テストの利活用

- ① このテストは、各大学における特色ある多様な入学選抜を容易にする優れた資料を提供することにより、各大学の積極的な利用を期待する。
- ② このテストの具体的な利活用は、各大学が個別に行う試験等との種々の組み合わせの工夫とあいまって、各大学の判断と創意工夫により自由に行われるべきものである。（別掲3 テストの利活用例）
- ③ 高等学校の専門教育を主とする学科の修了者、帰国子女、社会人の受験及び推薦入学に関し、テストの内容、利用方法

等について適切な配慮を加えることが望ましい。

- ④ テストの結果は大学入試センターから各大学には、原則として、素点を通知するものとし、各大学の創意工夫により適切な活用を期待することとする。

この場合、テストに係る統計数値がいわゆる輪切りや大学の序列化等に利用されないよう、大学入試センターは、例えば最高点、最低点、平均点、標準偏差等の統計数値の公表は一定期間経過後に行う等の適切な配慮を払うこととする。

なお、各大学からの請求があった場合においては、当該大学に対し統計数値の提供を行うこととする。

また、当面受験生個人への試験結果の通知は行わないこととする。

4. テストの実施体制

- ① 入学選抜は、各大学の主体的責任において行われるものであり、このテストは各利用大学の選抜の資料の一部である。その意味では、このテストは各大学が共同して実施をする性格のものである。

（別掲4 大学入試センターと各大学の業務分担）

このような考え方を踏まえつつ利用各大学と大学入試センターとが協力し、それぞれの分担・責任を明確にして実施する必要がある。

- ② このような考えの下に、国公立大学を通じて会場確保・試験実施の際の人的協力を含めた入試業務の円滑な実施を確保するための責任ある実施体制と、問題作成委員会の設置等を通じて問題作成が各大学関係者の共同により適正・円滑に

行われるような仕組みの確立が必要である。

また、秘密保持について十分な配慮が必要である。

③ テストの実施・利用に伴う経費等の問題については、国公私立大学それぞれの事情を踏まえつつ大学や受験生の負担ができる限り増大しないよう適切な配慮が必要である。（別掲5 実施・利用に伴う経費）

④ テストの利用についての大学入試センターとの連絡体制を含め、各大学における入学者選抜の責任・実施体制の強化、各大学における特色ある多様な入学者選抜の実現のため入学者選抜に関する専門的な事務及び高等学校や受験生に対する大学の情報の提供業務を適切に行う各大学のアドミッション・オフィスの整備等を図ることが必要である。

5. 大学入試センターの在り方

① 大学入試センターの設置形態

大学入試センターは、このテストの実施及びその他の諸任務を果たす国公私立大学の共同利用機関としての性格を明らかにするため国立学校設置法等の関係規定の改正を行う。

② 大学入試センターの任務

大学入試センターは、テストの問題作成・実施・結果の大学への通知、大学入試制度及び入試問題に関する総合的な研究及び各大学の教育活動の状況等大学、高等学校、受験生に必要な情報提供等を主な任務とする。

なお、大学入試センターは、個々の大学より要請を受けた場合には各大学が独自に行う試験について問題の作成に協力できるよう、十分配慮する必要がある。

③ 大学入試センターの運営

このテストの在り方及び大学入試センターの運営に関しては、国公私立大学、高等学校等の関係者の意見が十分反映される運営体制が必要である。

この観点から大学入試センターに、大学関係者等から成る最高審議機関（評議会：仮称）、大学入試センターと大学関係者等から成る大学入試センターの事業の運営実施に関する重要事項を協議する機関（運営委員会：仮称）、テストの内容、方向等について大学・高等学校関係者等から成る評価組織（評価委員会：仮称）を確立する。

6. テストの名称

テストの名称は、このテストの在り方を適切に表示したものとする。

7. 高等学校における進学指導の改善

高等学校における進学指導が偏差値偏重、業者テストの利用等に陥らず、各大学の学部等の教育の目的・内容等に関する十分な知識・情報に基づき、各人の個性、適性進路に応じたものとなるよう改善充実を図るべきである。各大学及び大学入試センターは、このような改善に資するため、高等学校との連携協力を深め、高等学校や受験生などに適切な情報を提供することが必要である。

（別 掲 1）

当 面 の 出 題 教 科 ・ 科 目 等

1. 出題教科・科目

教 科	出 題 科 目
国 語	「国語Ⅰ・国語Ⅱ」
社 会	「倫理、政治・経済」、日本史、世界史、地理、現代社会
数 学	数学Ⅰ、数学Ⅱ、工業数理、「簿記会計Ⅰ・簿記会計Ⅱ」
理 科	物理、化学、生物、地学、理科Ⅰ
外 国 語	「英語Ⅰ・英語Ⅱ」、ドイツ語、フランス語

（注1）数学Ⅱについては、数学Ⅱを履修した者並びに代数・幾何、基礎解析及び確率・統計のうち2科目以上を履修した者のいずれにも対応した出題とする。

（注2）簿記会計Ⅱについては、前半の内容を出題範囲とする。

2. 出題教科・科目等

教 科	グル ープ	試験 時間	出 題 科 目	科 目 選 択 の 方 法
国 語		80分	「国語Ⅰ」・「国語Ⅱ」	
社 会		60分	「倫理」・「政治・経済」 「日本史」 「世界史」 「地理」 「現代社会」	左記出題科目の5科目のうちから1科目を選択し、 解答する。
数 学	A	60分	「数学Ⅰ」	
	B	60分	「数学Ⅱ」 「工業数理」 「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」	左記出題科目の3科目のうちから1科目を選択し、 解答する。
理 科	A	60分	「物理」 「地学」	左記出題科目の2科目のうちから1科目を選択し、 解答する。
	B	60分	「化学」 「理科Ⅰ」	左記出題科目の2科目のうちから1科目を選択し、 解答する。
	C	60分	「生物」	
外国語		80分	「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」 「ドイツ語」 「フランス語」	「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」とこれに準じた「ドイツ語」及び「フランス語」のうちから1科目を選択し、 解答する。

3. 試験時間割表

時刻	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
第一日	一般	10:00	11:20	12:30	13:30	14:20	15:20	16:10	17:10	
		国語 80分		社会 60分		数学A 60分		数学B 60分		
第二日	点字	10:00	12:00	12:50	14:20	14:50	16:20	16:50	18:20	
		国語 120分		社会 90分		数学A 90分		数学B 90分		
第一日	一般	10:00	11:20	12:30	13:30	14:20	15:20	16:10	17:10	
		外国語 80分		理科A 60分		理科B 60分		理科C 60分		
第二日	点字	10:00	12:00	12:50	14:20	14:50	16:20	16:50	18:20	
		外国語 120分		理科A 90分		理科B 90分		理科C 90分		

(別掲2)

実施時期・日程等

- 各大学は、テストを課すことについての大綱の予告……………実施年の前年の7月(2年前)
- 各大学は、テストを課すことについての具体的内容を発表……………実施年の7月
- テストの出願……………実施年の10月
(各大学への出願……………各大学の定める日)
- テスト(本試験)の実施……………12月下旬
- テスト(追試験)の実施……………翌年の1月上旬
- 各大学に対する成績の提供……………翌年の1月下旬以降
(各大学の個別試験……………翌年の2～3月)
(注1) 災害その他の事情により、所定の期日に試験を実施できなかった場合は、できるだけ速やかに「再試験」を実施するものとする。
(注2) テストの実施初年度の詳細な日程は、別に定める。

(別掲3)

テストの利活用例

- 総合的な利活用
基礎的・基本的な学力を幅広く評価するため、例えば5教科・5科目程度を総合的に利用することが考えられる。
- 特定の教科・科目のみの利活用
特定の教科・科目のみ利用することが考えられる。
- 教科・科目内の特定の分野のみの利活用
特定教科・科目の特定分野のみの結果を利用することが考えられる。
- 面接、小論文等の前段階としての利活用
面接、小論文等を時間をかけて丁寧に実施するための前段階としての判定にこのテストを利用する方法も考えられる。
- 推薦入学等の資料としての利活用
推薦入学やスポーツ・文化活動等の評価による判定に際しての参考資料として用いることも可能である。
- 入学定員の一部についての利活用
複数の試験場を用意する場合その他有意義と認められる時に、入学定員の一部について、このテストを利用し、あるいは利用しない枠を設定する方法も考えられる。
- 成績の多様な利活用
このテストの利用教科・科目間の配点比重を学部・学科の特質、専門性等によって自由に設定するいわゆる傾斜配点方式や結果の素点を得点段階別にグループ化して位置付けて利用する、いわゆる段階別評価方式とすることも考えられる。
また、高得点を得た設問結果のみを利用することも考えられる。

※ 以上はいくまでも利活用の例であって、これ以外にも各大学が利活用につき種々創意工夫をこらすことが望まれる。

(別掲4)

大学入試センターと各大学の業務分担

1. 大学入試センターと各大学の業務分担等

① 大学入試センターと各大学の業務分担は、現行の共通第1次学力試験を参考として設定するが、国公立大学を通じた実施・協体制の在り方及び地域内の試験場の設定等試験実施上の具体的な取り扱いについては、各大学は、大学入試センターと連携しながら、地域毎の国公立大学の入試責任者による連絡会議等を設けるなど、各大学の円滑な連携協力が図れるよう調整するものとする。

なお、当分の間、試験の実施に当たり、特定の大学が世話大学となって他の大学が協力することが適当である。

② 大学入試センター及び国公立大学の業務を列記すると、次のとおりとなる。

ア、大学入試センターは、試験の実施に当たり、試験問題等の作成・印刷及び輸送、受験案内等の作成、出願の受付、受験票の交付、監督要領等の作成、答案の採点・集計、試験成績その他資料の各大学への提供、その他関連する業務

イ、各国公立大学は、試験の実施に当たり、試験場の設定、試験監督者等の選出、受験案内の配付、試験の実施、答案の整理・発送、その他関連する業務

2. 試験問題の作成等

現行の共通第1次学力試験を参考として、試験問題の作成体制を整えるものとするが、試験問題作成委員については、大学入試センターからの委嘱によって国公立大学の教員が当たるものとし、必要に応じ、高等学校関係者を加えることも考慮するものとする。

なお、精選された良質の試験問題を作成するためには、当該大学がテストを利用するしないにかかわらず、適切な人材を選出することに十分配慮することが必要である。

3. 試験場

現行の共通第1次学力試験に準ずるが、大学の立地条件と志願者分布の地域的特性等に応じ適切に対処することが必要である。このため、試験場設定の区分について、当該地域での十分な調整を行い、例えば広域化することも検討する必要がある。

4. その他実施体制全般

① 試験場の確保や試験監督者について、必要に応じ、高等学校や都道府県教育委員会に協力を求める必要がある。

② 試験問題作成や試験実施等実施体制全般に関する秘密保持については、適切な措置を講ずる必要がある。

(別掲5)

実施・利用に伴う経費

1. テストの検定料

① テストの検定料は、当該テストの出願時に、個々の志願者が大学入試センターに納入する。

② テストの検定料は、受験する科目数により2段階に区分し、受験科目数の多い方は現行の共通第1次学力試験の検定料程度とし、他方については一定の差を設ける方向で検討することが適当である。

各大学の出願時に納入する検定料(受験料)は、国・公立大学については、現行程度とし、私立大学については各大学が定めるものとし、それぞれ受験生が各大学に納入する。

2. テストの利用料

各大学がテストを利用することに伴って大学入試センターに納入する利用料については、今後検討する必要がある。

3. テストの実施経費

テストの実施に伴う人的協力に対しては、一定額の謝金等の予算措置について、一層の配慮を払うものとする。

新しい時代に対応する教育の 諸制度の改革について(答申)

(抄)

平成3年4月19日

中央教育審議会

第2章 受験競争の緩和等

第1節 受験競争激化の問題点

受験競争過熱の根本の原因は、第Ⅰ部第1章「改革の背景」で分析したとおり、短期間で高度の産業化を成し遂げた日本の近代史の特質と、昔からの日本人社会に固有の性格とが複雑に絡み合った構造にあると考えられる。しかし、ここでは、受験競争激化の具体的な問題点を個別に検討する。

(1) 競争の低年齢化

動機はいろいろで、高校入試や大学入試のない、のびのびした中高一貫教育を受けたいとか、荒れた学校には行きたくないとか、偏差値に強く依存した進路指導を回避したいとか、これら多様な動機から、学校選択の自由に幅がある大都市圏では、小学生の中学校への受験競争が年ごとに激しくなっている。言うまでもなくその動機の中には、早い段階で一定のコースに乗らないと有力大学への進学が不利になるという恐れが含まれている。

小学生の受験競争は、許容範囲を超えた出題内容も含めて、人間の順調な成長の速度に逆らい、成人後の精神の活力や独創性を脅かす可能性が高い。また、知的発達の高い子どもを余りに幼いうちから選り分けることは、その他の子ども社会に好ましくぬ作用を及ぼし、国民教育の全体にも歪みを与える。すなわち子どもを早期から焦りと損得の感情に追い込む教育は、長い目で見て日本の未来を危うくするであろう。小学生が夜10時過ぎに塾から帰って来る光景は、いかにも異常である。最初は東京だけと理解されていたこの傾向が、地方都市に少しずつ着実に増加していることは、極めて危険な兆候と言える。

(2) ヴァラエティに乏しい生徒・学生社会

できるだけ多種多様な能力や才能を持つ人間がどの学校にも広く散在していることが、人格交流の豊かさと相互の刺激による高め合いをもたらす点で、極

めて大切である。ところが、タテ並び一直線の競争の一元化の結果、日本のどの学校も次第に多様なタイプの生徒や学生を集める力を失いつつある。殊に全国から広く多彩な人材を集めてきた全国型の国公立の有力大学が、今この点で問題である。もとより昔から有力大学には特定の高校出身者に合格者が集中する比率は比較的高かった。しかし近年、一部の有力大学における特定高校出身者の寡占の現実、常識をはるかに超える域に達している。一部の有力大学の医学部でこの点が特に問題にされ始めたことは、これまでの選抜方法の危機をも表現している。さらに、他の学問分野でもこの種の危機がどのように認識されていくかをわれわれは見守る必要があるが、企業社会ですでに一部、有力大学出身者が真に有能であるかどうか疑問を抱く人々が増えてきている。にもかかわらず、受験の世界での競争がそれとは別個に推移しているところに、受験競争というものの矛盾に満ちた特徴がある。

(3) 公正の概念の一面性

日本では入学試験のやり方は、まずなによりも公平でなければならない、という観念がはなはだ強い。しかもペーパーテストを過度に信頼し、その点数の高い方から機械的に順に入学者を決めていく点数絶対主義がひたすら正しく、1点でも低い者が落ちるのは当然で、そうするのが公平なのだと簡単に信じられている。そのためこの点だけは疑ってはならないという意識が強く働いているが、実はこの公正観が新しい不公正の始まりだということに、人々は気が付いていない。

ペーパーテストの能力判定だけを絶対視してきた結果、大都会に住んでいて、かなり教育熱心な家庭の子どもが圧倒的に有利になっている。決して家庭の収入の多さだけが有利の条件ではない。教育投資にのみ過敏に反応する大都市居住者の子どもに一方的に有利になる、そういう結果が近年著しい。能力があっても、誰でもが平等に近づくことのできない大都会の進学実績度の高い国立の

附属学校や私立の中高一貫校が、長期にわたって有利な条件を保持し続けることが、果たして公正と言えるのだろうか。何が公正であるかを、国民はここで新たに問い直さなくてはならない。

幼いうちから受験技術の特訓を重ねる条件に恵まれた子どもにだけ有力大学への門戸が広い現状は、教育における機会均等の理念に反するだけではない。このまま続けていけば、やがて新しい階層分化を生じさせ、本当の意味での人材開発に役立たないのみならず、日本の指導者層の力の衰弱をも引き起こしかねないだろう。

入学試験は寸秒を争う100m競争ではないのだから、もっと自由に考えてよいのではないか。何が公正かについて、われわれはもっと多面的尺度を取り入れ、今のように客観的正確さにこだわらなくてよい方法を考案すべきである。点数だけを基準にする正確さが、果たして客観的に正確かどうか、本当のところはよく分からないのである。

いったい何が公正の観念か？ 一例を挙げてみよう。

入学定員1,000人の大学で、得点順位3,000番を採れ、とは言わない。しかし、1,000番までと1,500番までとの間に、通例、決定的差はない。仮の言い方だが、501番から1,500番までの間から500名を選抜するのに、点数とはまったく別の基準を立ててもよいのではないか。考え方はいろいろあるはずだ。何らかの方法で各県から幅広く選抜するのも、特定の高等学校に集中するのを避け、できるだけ数多くの高等学校から選ぶようにするのも、ボランティア活動や部活動を考慮するのも、職業高校卒業生を特別配慮するのも、みな公正の観念に入り得る。

(4) 受験優等生の抱える問題

成績優秀で、頭は良いが、協調性に乏しく、自己主張はするものの、責任感や忍耐力に欠け、既成の観念で物事を処理して自ら現実につづいて解決を図

ろうとしないタイプの青年が、いわゆる高学歴者の中に多くなった、という実感をわれわれは抱いている。一般に最近見られる青年の幼児化現象の原因は、受験競争だけがすべてではない。けれども、幼児期から駆り立てられている記憶力競争は人間から創造性や自発性を奪い、成人したときには既に疲れた、精神の不活性状態を引き起こすことは、経験上知られている。

これからの日本は各方面において、集团的画一思考に陥らない真に個性ある人物の活躍を必要としている。入試という現在の選抜の仕組み及びその方法、内容が、果たして個性ある人物の選抜と育成に適しているか否かが、今緊急に問われている。いわゆる進学高校の受験準備に偏った教育や有力大学の現在の選抜方法は、真のエリートを育成するものとは必ずしも言い難い。

(5) 全体に波及する競争の構造化

われわれが上記のごとき問題意識を抱くのは、大都市圏の一握りの受験生に固有の関心事にかかわり過ぎているからではない。日本の教育全体の中での小さな部分にこだわっているからでもない。われわれは、部分が全体に波及的に作用しているタテ並び競争の構造に着目しているのである。有力大学の入学者選抜の在り方は、日本の高等学校、中学校、小学校の教育の全体に、有力大学とは直に関係のない学校にまで、間接的に大きな作用を及ぼしているからである。

第1章に述べた高校教育の改革諸案も、何らかの形で「自由化」を目指すものだが、タテ並び一直線の受験競争の実態に抜本的な改変がなされない限り、自由の幅はさして広がらず、高校生全体に福音をもたらすほどの効果を上げ得ないだろう。われわれは価値の多様化を前提とする多選択型競争を目指すものだが、そのためには上部の学校、すなわち大学が多選択型に耐える構造を示さなくてはならない。

われわれは決して大都市の進学実績度の高い、国立の附属学校や私立中高一

貴校にだけ関心を集中しているのではない。有力大学に何人送り込むような学校だからその学校が問題だというようなことを言っているのでもない。国民教育を歪めている学校の序列構造の全体を問題にしているのである。例えば、いわゆる6年制一貫校の多くが、受験競争からはむしろ解放された、ゆとりある人間形成機関として成果を上げてきたことは評価されるのだが、現在、ゆとりある6年間の教育を勝ち得るために小学生がゆとりを失いかけている事態が存在している。このような事態について関係者は深く考えて欲しい。

大学の入学者選抜はひとり大学だけの課題ではない。すでに見てきたとおり、今や国民的規模で取り組むべき課題と言っている。大学が権限の一切を握って、それで解決できるという問題でもない。大学以外にも多数の関係者が存在する。すなわち中学校、高等学校、とりわけ進学実績度の高い学校、企業・官公庁、文部省、教育委員会、塾や予備校、マスコミ等、そして親である。これら関係者にことさらに悪意はなくても、全員の思惑や利害が相互に入り組んで、現状が成立している。

以上に挙げた関係者は、受験競争の緩和が今や国民的課題となっていることにかんがみ、それぞれが自分の狭い立場を乗り越えて、その改善のため積極的な努力をしていただきたい。すべての関係者が、それぞれ何らかの責任を感じて一致して行動を起こさなければ、この問題は解決へは決して向かわないだろう。直接の被害者は子どもたちである。子どもたちは自ら発言できない。われわれは物言わぬ彼らの立場に立つ——この原点を決して忘れてはならないであろう。

第2節 大学入学者選抜の改善等

(1) 改革の方向

改革の方向はおおよそ次のように要約できよう。

ア できるだけヴァリエティに富んだ個性や才能を発掘、選抜するため、点数絶対主義にとらわれない多面的な評価方法を開発する。

イ 少数の有力大学を頂点として大学全体が序列化されるのではなく、多くの大学が、教育・研究において、特色を発揮し、競い合い、多選択型競争を促す構造、すなわち多峰型のシステムになる方向を目指す。

ウ 入試に関する情報を広く公開する。

以上3点は、国公立大と私立大の区別なく、一般的に広く受け入れられる改革目標であると、われわれは考える。

(2) 評価尺度の多元化・複数化

評価尺度の多元化・複数化の具体案をわれわれは次のように幾つか例示してみる。もとよりこれに限るということではなく、各方面で更に活発な工夫と開発がなされることが必要である。以下に掲げるのはあくまで案であり、採用の如何は各大学の自主判断に任されている。

ア 学力基準の多元化・複数化

①調査書、②面接、③小論文、④実技検査などを加味し、学力検査にのみ偏しないように配慮する。これは既に数多くの大学で実行に移されている。

イ 特定の能力に重点を置いて選抜する方法

全教科の総点評価によるのではなく、秀でた特定教科や特定分野に重点を置く。

ウ 部活動・生徒会活動・取得資格・社会的活動その他を参考にする方法

エ 海外帰国生徒、社会人、職業高校卒業生を対象として、一般の志願者と異なる方法により選抜する方法

オ できるだけ出身高校が広範囲に分散するように入学させる方法

i) 総点順位とは別の基準を設定する。

ii) 特定高校出身者の一大学における寡占を是正する。

iii) 各大学の実情に合わせたその他の方法を開発する。

以上の各案を相互に組み合わせて実施し、総合的效果を発揮できるようにすることが大切である。また、入学後の追跡調査を行い、他大学の参考になるようその結果が公開されるのが望ましい。

(3) 推薦入学制度の改善

推薦入学制度は、一般選抜とは異なる多様な尺度を用いて個性ある学生、あるいは大学の特色に合った学生を選ぶことが本来の目的である。また、不本意入学を避け、その大学への進学を強く希望する意欲ある学生を受け入れることにも有効である。

このような趣旨に基づき推薦入学制度は今日、数多くの大学・短期大学によって採用されている。これは、偏差値重視や点数絶対主義を改めていく上で、また、高校生活をその目的に沿って有意義に過ごさせる上で有効な一制度として今後もますます活用されるべきである。しかし、最近では制度の不適切な運用により、一部の私立大学で本来の趣旨から大きくそれる弊害が目立ってきている。

弊害の第一は、大学が定員確保のためにこの制度を利用し始めたことである。いつの間にか推薦入学による合格者の比率を公表もせず次第に高め、定員の大部分を推薦で入学させる私立大学・短期大学が出現してきた。また、本来の目的からそれ、一般入試に先行して、一般入試とほとんど変わらない学力検査によって推薦入学の選抜を行う大学もある。

弊害の第二は、実施時期が次第に早期化している点である。かつては11月下旬以後に合格決定を行う大学が普通だったが、現在では私立大学を中心に早期化の傾向が目立ち、9月、10月に合格決定を行うところも見られるようになってきている。

生徒急減期を控え、生徒獲得を優先するあまり、推薦入学制度が学校教育の全体を歪めないよう、募集定員の中で推薦入学の枠の占める割合、推薦入学の実施時期等について今後更に改善されなくてはならない。

その際、特に要請しておきたいのは、推薦入学制度を実施する各大学の全面的情報公開である。受験生を混乱させないために、一般入試による入学者数と推薦入学による入学者数とをあらかじめ明示し、しかも前年度予告通りに実施されたかどうかに関しても一般社会に常に情報公開することは、教育に携わる機関の当然の社会的責務であると考ええる。

また、学業成績中心の入学試験を打破するため、一部の大学で試みられている多様な個性の学生を獲得するための推薦入学の在り方に対しては、高等学校側としても、十分に理解を示し、その目的に沿うよう積極的に協力する必要がある。

(4) 分離・分割方式への統一と比率の適正化

国公立大学の入学試験は、いわゆる「A B連続方式」と「分離・分割方式」の併用という複雑な方法で行われており、実施方式の簡素化を図る必要がある。

その際、国公立大学の受験機会の複数化は幅広い国民の要望だし、旧一期校・二期校の復活は、避けられなければならない。と同時に、受験機会の複数化の方式は、大学が多面的な評価の尺度を導入し、受験生の能力・適性等を多面的に判定する方向での入学者選抜の改善を助長するような方式である必要がある。このため、現行の「A B連続方式」と「分離・分割方式」の併用を廃止した後は、原則として「分離・分割方式」に統一し、現状において前期日程への定員配分の偏りが見られることにかんがみ、前期日程・後期日程の募集定員の比率の適正化を図るべきである。

(5) 大学入試センター試験の活用

共通第一次学力試験が導入されてから以後、偏差値に基づく大学の序列が以前に増して顕在化したこと、各大学がレッテルを貼られて固定化したこと、マークセンスの人間を生産したこと、そして予備校を肥大化させたことなど、マスコミで指摘されてきた批判には、それなりの理由がある。しかし、難問・奇問を排し、試験問題の内容面での向上に役立ったことは認められなくてはならない。さらに、評価の尺度を大胆に多元化・複数化する場合に、学力の一定ラインを証明する下支えはどうしても必要である。今後、ペーパーテストの一点差で当落を決める点数絶対主義ではなく、複数の、さまざまな評価の物指しをペーパーテストと併用したり、評価尺度の多元化・複数化の一環として個人の能力とは別次元の尺度を導入したりする際に、大学入試センター試験は、学力の一定のベースを証明する材料として、有効に役立つであろう。

このように大学入試センター試験は、各大学が、評価の尺度を多元化・複数化する際に、学力の一定ベースを証明する資料として、画一的でない、多様な使われ方がなされるのが望ましいであろう。

なお、高等学校の秋の行事を妨げないためにも、大学入試センター試験の実施時期は1月以後が守られなくてはならない。

(6) 関連する方策

以上のような入学者選抜の改善の具体的な方向を実現するため、関連して、次のような方策が必要であると考えらる。

① 国公立大学と私立大学、大学と高等学校との間の協議機関の設置

これからの入試改革に当たっては、近年における私立大学の役割の増大と地位の高まりに照らし、国公立大学のみを視点におくことを改め、国公立大学を通じての全般的な選抜方式の見直しが求められる。

高校生以下の教育に及ぼす影響力は、今では、私立大学の入学者選抜の方がむしろ大きいくらいである。私立大学もまたこの点を勘案し、国公立大学

と責任を分有しなくてはならない。

私立大学においても、社会的な要請や、個性的で多様な資質や背景を持った学生を選抜し大学を活性化する必要などに基づき、早くから入学者選抜方法の多様化のための工夫がなされてきている。その結果、多様な推薦入学制度や社会人、帰国生徒、留学生等を対象にした特別選抜等を実施する大学も増えてきている。

今後、このような方向に向かって一層改善を進めるとともに、他方で既に指摘したような推薦入学の実施時期や募集定員に占める枠の割合等について改善していくことが求められている。このため、国公立大学と私立大学が協力して入学者選抜の改善に当たる協議機関を設置することを提言する。また、国公立大学と高等学校の間でも入学者選抜に関する広範囲の問題に関し、双方が対等の立場で、いつでも自由に討議し、意見を交換し合える場の設置も必要であり、そのための機関の設置についても提案する。

これらの協議機関においては、入学者選抜の公正な評価基準の在り方について研究協議しつつ、当面の課題として、次の事項等について具体的な協議を行うことが望まれる。

- ・ 各国公立大学を通じた学力検査の実施期間
- ・ 学力検査の問題の点検と評価
- ・ 学力検査の教科・科目数などの在り方
- ・ 推薦入学の在り方
- ・ 特別選抜の在り方
- ・ 評価の多元化の理念に基づき、能力・適性等を多面的に判定するための選抜基準の在り方
- ・ 途中年次編入学定員の選抜の在り方

なお、大学及び高等学校の代表者等による協議機関にあっては、特に、生徒の能力・適性等を総合的に評価し、本人の希望を尊重しつつ、偏差値に過

度に依存しないような適切な進学指導の在り方について研究協議を行うことが必要である。

② 大学に関する情報や入試に関する情報の提供の充実

現在、受験生による大学の選択が偏差値情報に過度に依存したり、あるいは大学に関する一面的な情報に依存して行われている状況が見られる。これを改善するため、進学希望者や高等学校等に大学の教育・研究の内容等に関する正確で質の高い情報を提供するための体制を整備する必要がある。このため、大学入試センターにおける情報提供システムの整備充実や各大学における大学情報の提供の一層の改善充実を図ることが重要である。

さらに、大学入試センターは、国公立の各大学の入試に関する情報を収集し、広く国民の利便に供する必要がある。

③ 大学入試センターの調査研究の推進

大学入試センターは、良質の問題や多元的な評価方法の開発等に係る調査研究の推進機関としての役割が期待される。

④ 大学の入試担当組織の充実

入試改善を推進するために、各大学に入試専任教員を置き、事務局の人員も整備する必要がある。

⑤ 編入学定員の設定

他大学からの転入学や学士入学などを容易にするため、大幅な途中年次編入学定員の設定等の方策を推進する必要がある。これにより、学生の流動性を高め、高校卒業時点での選択が必ずしも自己の将来を規定してしまうものではないという意識が国民の間に広まっていくことが期待される。

(7) 大学審議会における検討

高等学校と大学との接続の改善を図る観点から、入学者選抜の改善を中心として検討し、以上のような提案を取りまとめた。

しかしながら、大学入学者選抜の在り方は、大学教育の在り方と密接な関連を有するものである。すなわち、ある大学が、以上の提案に沿って入学者選抜の改善を図った場合、それまでの学生と比較すると、極めて幅の広いタイプの学生を受け入れることになると考えられる。そのことは、その大学の活性化につながると同時に、学生の「教育」ということに従来に比較して新しい努力を傾注する必要が生じることになると考えられる。したがって、大学入学者選抜方法の改善が必然的に大学の教育の在り方に大きな影響を与えるものであることについて、十分留意する必要がある。

現在、大学審議会においては、大学教育全般の改善について検討が行われている。諮問の際にも、高等学校と大学との接続の改善の問題については大学審議会との関係を考慮しつつ検討するようにとの要請もあった。そこで、本審議会は、この大学入学者選抜の改善の問題については、大学審議会において、大学教育の在り方を視野に入れつつ、以上の提案について具体的に検討されることを期待する。

(8) 大学の入試時期の繰下げ

大学の入試時期の繰下げの問題については、高校教育の正常な運営の確保や時間をかけた特色ある選抜の実施の観点とともに、他方、大学の入学時期との関連、受験競争への影響、国民の意識の動向等についても十分に留意する必要がある。よって、この問題については、以上の点を踏まえ、引き続き慎重に検討する必要があると考える。

(9) 教育内容等の改善

① 高校教育と大学教育の関係について、大学の一般教育の内容と高校教育の内容とに重複があることや一般教育の授業の実際とその理念・目標との間にしばしば大きな乖離^{かい}が見られることが指摘されている。

大学の一般教育が、入学直後にまとまって、かつ、主として多人数による講義を中心として行われる状況が多く見られ、このことが、高等学校を卒業して大学に入学したばかりの学生にとって、大学教育に対する新鮮味が感じられない要因の一つになっているのではないかと指摘があり、これら高等学校との接続にも配慮した大学教育の改善が課題となっている。

- ② 今後は、高校教育の多様化に対応して、各大学が、高校教育の動向や実情に配慮しつつ、その理念・目的に基づき、教育の内容・方法の改善充実に努め、それぞれ特色ある発展を目指すことが重要であるとする。

今後の大学教育においては、流動的で複雑な社会や学術の新たな展開等の変化への対応能力の育成を重視する観点から、自ら考え、判断させる教育、幅広い教養及び学問の基礎を重視したカリキュラムの編成、情報処理能力・外国語能力・表現能力等学問の基礎となる能力の訓練等がますます重要となる。この場合、特に、高校教育の内容との適切な接続に十分配慮することが必要である。

また、大学においては、それぞれの教育理念・目的に基づいた4年間一貫した魅力ある教育プログラムの提供に努めるとともに、教員による教授内容・方法の工夫、各授業科目の授業計画（シラバス）の作成、カリキュラム・ガイダンスの充実等を推進し、その教育機能をより活性化し、学生の学習の充実を図っていくことが必要である。

その際、講義形式の授業に過度に偏ることなく、例えばゼミナール形式の授業など、一方的な知識の伝達にとどまらない双方向的授業を現在以上に重視することが大切である。

(10) 特色ある教育・研究の推進

これまでの入学者選抜の改善案はどこまでも入試方法の改革、すなわち大学への入口にのみかかわる問題であった。しかし大学の教育内容、社会における

その位置を問い直すことなしには、より良い改善を果たすことは恐らく難しいであろう。

そのためにも、今後は、前述のような大学入学者選抜方法の改善を図ることに加えて、それぞれの大学が、教育・研究において個性を発揮して競い合うことが必要であろう。言い換えれば、少数の有力大学を頂点として大学全体が序列化されるのではなく、異なった特色を持った大学や学部・学科がそれぞれの理念の下に併存することが重要なのである。

これからの大学は、社会のいわば知的センターとして多様な役割を果たしていくことが期待されている。例えば、国際社会の中でも尊敬を勝ち得るような教養人を輩出する教養大学も必要となるであろう。また、実社会において真に有効性を持つ高度で実地的な専門教育を行う専門学部や大学院等いわゆるプロフェッショナル・スクールに対する社会的要請も大きくなると考えられる。さらに、卓越した研究指導者の下に世界的な評価にも耐え得る研究開発を行う学科や教室の存在は、今後のわが国に不可欠であり、いわゆるセンター・オブ・エクセレンスを創出していくことも、わが国の国際的な責務であろう。

今後、わが国の大学がそれぞれの異なった理念に基づいた特色ある教育・研究を行い、その教育・研究の内容で競い合っていくならば、わが国の高等教育は多峰型の知的高山地帯を形成することになるだろう。そして、その情報が正確に高等学校や進学希望者に提供され、さらには企業・官公庁の採用に当たって活用されるならば、大学や学部の選択が偏差値等に過度に依存している状況も改善されるであろう。高等学校の多様化を進めると同時に大学も個性化し、その結果として大学受験の競争がもっと健全な姿になることが望まれるのである。

「選択の教育」を目指して

－ 転換期の教育改革－

(抄)

平成3年6月

社団法人 経 済 同 友 会

2. 教育界への提言

現状認識で述べたように、わが国が歴史的転換点にある中で、多様な個人の個性や才能を花開かせるとともに、時代を切り拓く勇気と力、自ら考え選択し創造する力、国際社会での相互理解に資するコミュニケーション力を身に付けるための素地の涵養が求められており、教育の果たす役割は大きい。関連法・規制の改廃を伴うものもあるが、教育界の主体的取組みを期待し、以下を提言したい。

A. 高等教育

平成5年度より18歳人口は激減期に入るが、大学にはこれを後向きに捉えるのではなく、むしろ教育条件の改善・質的充実の好機と捉える認識が求められる。

①大学入学選抜の改善

教育研究活動は多様な個性に富む人々が協力して行う中で、大きな成果が生まれる面も多い。

各大学に於ては学生の選抜判定基準を多元化してペーパーテストで判定される学力とは別に、米国の大学で広く行われている選抜方式(注6)や慶應義塾湘南藤沢キャンパス方式(注7)などに倣い、多くの高等学校からさまざまな能力・体験を有する生徒が入学できるように合理的要因を加味した選抜を行うべきである。また、こうした多元的選抜のためには、高校教育に悪影響を及ぼさない範囲で、入学願書を早めに受け付けるなど、その選抜に十分時間をかける工夫も求められる。

現行の「大学入試センター試験(新テスト)」は、徐々にではあるが偏差値教育の弊害除去の効果を現わしつつある。個別大学は「新テスト」の基礎的学力の達成度を見るという良い面を活用し、いわゆる学力検査は行わず、多感な青少年期をどう過ごしたかを見る論文、面接を中心とした選抜へと改めていくことが求められる。

(注6) 米国ハーバード大学では、入学者選抜に当たって入学者の出身高校を全国に散らす努力を行うとともに(70%が全国各地域から選抜された公立高校出身者である)、学力だけを尺度とせずボランティア活動の評価、地方同窓会の推薦支援、自主研究や詩文の提出など、人物評価にさまざまな工夫をしている。

(注7) 慶應義塾湘南藤沢キャンパスでは、①内部進学(付属高校から)、②一般入学試験による選考(入試科目は英語・数学のうち1科目選択と小論文)、③アドミッション・オフィス入学者選考制度による選考、の三つの方法により入学志願を受け付けている。特に、アドミッション・オフィスによる選考は、自薦・他薦によるもので、「一芸・一能」に秀でるものを受入れる制度と言える。具体的には、高校3年間の「評価平均値の平均」が4.0以上を条件に、①スポーツ・芸術等で都道府県以上またはこれに準ずる大会・コンクール等で優れた業績をあげた者、②社会的な活動で広く一般に高い評価を得た者、③高度の資格や水準(英検1級など)を有する者、等々から面接で選抜する。